

答弁書第一八号

内閣参質一七三第一八号

平成二十一年十一月十七日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員世耕弘成君提出いわゆる「事業仕分けチーム」の位置づけに関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

参議院議員世耕弘成君提出いわゆる「事業仕分けチーム」の位置づけに関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「事業仕分けチーム」は、行政刷新会議に設置されたワーキンググループを指すものと考えられるが、ワーキンググループは、「行政刷新会議の設置について」（平成二十一年九月十八日閣議決定）5に基づき設置したものであり、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）に基づく行政組織ではない。

三から五までについて

ワーキンググループについては、行政刷新会議の議長が評価者を指名することとしているが、一及び二について述べたとおり、内閣府設置法に基づく行政組織ではなく、評価者は官職に当たるものではない。

したがって、政府としては、国会議員を評価者に指名することは、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十九条との関係で問題が生じるものではないと考えている。また、評価者には、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第百条第一項の規定は適用されない。

六について

これまで開催したワーキンググループについては、独立行政法人国立印刷局市ヶ谷センターを使用して

いる。

七について

内閣府行政刷新会議事務局の職員のうち、ワーキンググループの事務に携わっている者は、四十五名である。

八について

ワーキンググループの開催に係る経費は、内閣府の予算から支出されることとなる。